

第3期 事業報告書

(2025 年 7 月 25 日～2026 年 5 月 31 日)

三重県に対して公益認定の申請を行い三重県公益認定等審議会の審査を受け、2025 年 7 月 1 日付けで公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申が三重県公益認定等審議会から発出されました。

その後、2025 年 7 月 25 日に、三重県より公益財団法人として認定されたことが示された「認定書」を受領し、同日より公益財団法人成りいたしました。

つきましては、当該事業年度は一般財団法人の期間分（2025/6/1～2025/7/24）と公益財団法人の期間分（2025/7/25～2026/5/31）に分けて、計算書類及び事業報告書を作成しました。

当該事業報告書は公益財団法人の期間分についてご報告申し上げます。

1. 事業の状況

【奨学金給付事業】

定款 4 条に基づき奨学金の給付事業を行い、20 名に対して、奨学金を給付いたしました。

(1) 奨学金給付事業の概要：

当財団の目的である「三重県の地域振興に資するため、優秀な学徒に対して育英上必要な事業を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与すること」を実現するため、2026 年度奨学生募集要項を制定し、奨学生の募集を行いました。

(2) 募集要項概要：

- ① 給 付 金 額：月額 5 万円(年額 60 万円)
- ② 給付対象期間：2026 年 4 月から大学の正規最短修学期間の 4 年間
(医学部等 6 年修学の学部は 6 年までが給付対象期間)
- ③ 給 付 方 法：3 か月に 1 度、本人名義の金融機関口座へ振込
- ④ 出 願 資 格：下記要件すべてに該当する方
- ⑤ 採用予定者数：10 名程度
 - ・ 三重県内所在の高等学校を 2026 年 3 月に卒業見込であって、第一学年から直近までの成績証明書の平均評価が 5 段階で 3.5 以上の方
 - ・ 国内の 4 年制大学に進学を希望する方（医学部等 6 年修学を含む）
 - ・ 学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる方
 - ・ 本財団が企画する行事（授与式等）への参加に協力することができる方

(3) スケジュール

- ① 応募期間 : 2025 年 10 月 1 日～2025 年 11 月 20 日
- ② 採用内定者決定 : 2026 年 2 月 6 日
- ③ 採用確定者決定 : 2026 年 3 月末日
- ④ 奨学金支給開始日 : 2026 年 5 月 25 日

(4) 広報活動

当財団の活動を広く認識いただけるよう、募集要項を当財団ホームページに開示するとともに三重県に所在する高等学校に送付しました。

(5) 選考手続

選考委員が選考基準に基づき総合的に検討し、適格性について選考委員会で審議を行い理事会の決議により決定いたしました。なお、選考委員が応募者と特別の利害関係を有する場合には、選考に加わらない体制をとっております。

【管理部門】

(1) 理事会に関する事項

当事業年度においては定時理事会 2 回、臨時理事会 1 回を開催しました。

① 第 1 回理事会の開催

日時 : 2025 年 7 月 28 日

— 報告事項 —

第 1 号報告 代表理事の職務執行状況の報告

— 決議事項 —

第 1 号議案 定款の改訂について

第 2 号議案 第 2 期事業報告書について

第 3 号議案 第 2 期計算書類について

第 4 号議案 理事候補者の選任について

第 5 号議案 代表理事の予選について

第 6 号議案 2026 年度奨学生募集要項・奨学金給付規程と奨学生選考基準の改訂について

第 7 号議案 定時評議員会の招集及び議案について

② 第 2 回理事会の開催

日時 : 2026 年 2 月 6 日

— 報告事項 —

第 1 号報告 代表理事の職務執行状況の報告

— 決議事項 —

第 1 号議案 第 2 回（2026 年度）の奨学生採用内定者の決定について

第 2 号議案 出向契約の締結について

③ 第3回理事会の開催

日時：2026年5月14日

— 報告事項 —

第1号報告 代表理事の職務執行状況の報告

— 決議事項 —

第1号議案 第4期事業計画と収支予算について

第2号議案 資金調達および設備投資の見込みについて

(2) 評議員会に関する事項

当事業年度において定時評議員会を1回開催しました。

① 第1回評議員会の開催

日時：2025年8月26日

— 報告事項 —

第1号報告 第2期事業報告書について

— 決議事項 —

第1号議案 第2期計算書類について

第2号議案 定款の改訂について

第3号議案 理事の選任について

2. 法人の運営体制の充実を図るための取組

当財団は、ステークホルダーの信頼確保と自律的ガバナンス強化を目的として、運営体制の充実に向け以下の取組を実施いたしました。

(1) 外部理事・外部監事の監督機能担保のための環境整備

当財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号及び同条第16号に基づき、外部理事2名及び外部監事1名が就任しております。各理事は監事と特別の利害関係を有しておりません。理事会資料は招集通知発出期限に合わせて事前に送付し、外部役員が監督機能を十分に果たせるよう努めました。

(2) 評議員選任・解任に関する透明性確保

評議員の選任及び解任については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び同条第11号に準じた規定を定款第11条に定めており、本財団と密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないよう規程の整備を行っております。

以上

第 3 期 事業報告書 附属明細書
(2025 年 7 月 25 日～2026 年 5 月 31 日)

第 3 期の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものではありません。